

平成22年度千葉市保健福祉局指定管理者選定評価委員会
第3回 高齢者施設第1部会 議事録（各区いきいきプラザ及びいきいきセンター）

1 日時：平成22年11月25日（木）午後5時～午後7時30分

2 場所：千葉中央保健福祉センター11階 ボランティア活動室1

3 出席者：

（1）委員

門山宏哲部会長、魚住弘久副部会長、伊藤修委員、八田和子委員、山田良治委員

（2）事務局

西山高齢障害部長、鎗田保健福祉総務課長、湯川保健福祉総務課長補佐、柴田高齢福祉課長、鳩川高齢施設課長、八巻高齢施設課長補佐

4 議題：

（1）第1次審査の結果報告について

（2）第2次審査について

5 議事の概要：

（1）第1次審査の結果報告について

応募事業者の千葉市社会福祉事業団から提出された書類等に基づく第1次審査の結果について、事務局から報告があった。

（2）第2次審査について

応募事業者が1者であったことから、提案内容が市の管理運営の基準に定める最低基準を満たしているか否かについて審査することとした。

応募事業者へのヒアリング実施後、委員間の意見交換を経て、採点の結果、提案内容が管理運営の基準等を満たしているとして、社会福祉法人千葉市社会福祉事業団を、それぞれ、千葉市中央いきいきプラザ、千葉市花見川いきいきプラザ及び千葉市花見川いきいきセンター、千葉市稲毛いきいきプラザ及び千葉市あやめ台いきいきセンター、千葉市若葉いきいきプラザ、千葉市大宮いきいきセンター及び千葉市都賀いきいきセンター、千葉市緑いきいきプラザ及び千葉市越智いきいきセンター、千葉市美浜いきいきプラザの指定管理予定候補者とすべき者として決定した。

最後に、指定管理予定候補者選定に係る今後のスケジュールについて、事務局から説明があった。

6 会議の経過：

○湯川保健福祉総務課長補佐　それでは、本日はご多忙のところ、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。予定の時刻となりましたので、始めさせていただきます。

私、本日の司会のほうを務めさせていただきます、保健福祉総務課、湯川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、お手元の資料の確認をさせていただきたいと思います。

資料のほう、次第と席次表と、あと、資料の1から資料の5まで、あと、参考資料が、あらかじめお手元のほうにお配りさせていただいております。資料に不足等がないか、ちょっとご確認の上、もし不足ございましたら、事務局のほうまでお申しつけください。

なお、応募事業者の指定申請書、あと、提案書につきましては、あらかじめ委員の皆様へ配

付させていただいておるところでございますが、事前配付の資料のほうを含めまして、審査関係書類のほう、一部を除きまして、選定委員会終了後、回収のほうをさせていただきますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

なお、資料への書き込みのほうは構いませんので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、本日の会議でございますけれども、全員ご出席いただいております、条例に基づきまして、会議のほうは成立いたしております。

また、本日の会議でございますけれども、8月11日に開催されました第1回の会議において、公募の方法により指定管理予定者を募集する場合、募集条件、審査基準、指定管理予定候補者の選定に関する事項を審議する会議は、非公開とする旨、決定されておりますので、本日の会議は非公開とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

それでは、初めに西山高齢障害部長より、ごあいさつのほうをお願いいたします。

○西山高齢障害部長 皆様、こんばんは。

委員の皆様には、本日、大変お忙しい中、今回、第3回目になりますけれども、選定評価委員会、高齢者施設第1部会にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

委員の皆様は既にご承知のとおり、今回、いきいきプラザ、センターに関しましては、応募事業者が1者という結果になっておりまして、本日は、応募事業者からのヒアリングを実施する予定としておりまして、来年度から向こう5年間の指定管理予定候補者として、ふさわしい事業者であるか、ご判断をお願いすることとなります。

このいきいきプラザ、センターにつきましては、各区における高齢者の生きがいくりと健康増進を図る場でございます、地域で高齢者を支える拠点として、市としては大変重要な施設というふうに考えております。

委員の皆様には、本日は長時間になるかと思われまして、大変ご負担をおかけいたしますが、施設の特性をご理解いただきまして、ご専門の立場から、選定をいただきますようお願いを申し上げまして、簡単ですが、開会に当たってのごあいさつといたします。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○湯川保健福祉総務課長補佐 それでは、これより議事のほうに移らせていただきます。

○部会長 それでは、着座にて進めさせていただきます。

ただいまから、平成22年度千葉市保健福祉局指定管理者選定評価委員会、第3回高齢者施設第1部会を開会いたします。

それでは、早速ですが、議題（1）第1次審査の結果報告についてに入ります。

事務局より、ご説明をお願いいたします。

○鳩川高齢施設課長 高齢施設課、鳩川です。座って説明をさせていただきます。

お手元資料の資料2というものがございますけれども、第1次審査を事務局で行いましたので、その結果を報告させていただきます。

今回の募集に当たりまして、1法人より指定申請書をいただいております。社会福祉法人千葉市社会福祉事業団に関して、ここに示しております①から⑥に該当する者でないことを審査したところです。

ここに①から⑥までございますが、市から指名停止処分を受けている者、これには該当なし。

②番、地方自治法施行令、第167条の4の規定に該当する者、これは契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者というものですけれども、該当なしと。

③番、最近1年間の市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者。該当なしと。納税証明書で確認をしております。

④番、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをしている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをしている者。これについても該当なしと。

⑤番、平成22年8月9日付け「指定管理者からの暴力団排除に関する合意書」第2条第1項に規定する暴力団排除措置事由のいずれかに該当する者、これは、当該法人が暴力団又はその利益となる行動を行う団体であること、役員等が暴力団関係者であることなど、これに該当するかどうかということですが、該当なしと。

⑥番として、個人。これは法人であります。登記事項証明書において確認をしております。このことについても該当なしということでございます。

以上です。

○部会長 ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明に対しまして、何かご質問等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

特にございませんでしょうか。

(発言なし)

○部会長 ご発言がなければ、議題(1)第1次審査の結果報告についてを終了いたします。

続きまして、議題(2)第2次審査についてに入りますが、審査に入ります前に、今回、応募事業者数が1者であったことに伴う、「第2次審査の事業者選定基準」及び「採点表」の変更について、事務局より提案があるようですので、ご説明をお願いいたします。

○嶋川高齢施設課長 それでは、引き続き私のほうから。

資料の3をお願いいたします。「第2次審査の事業者選定基準」というものでございますが、選定基準につきましては、9月30日開催の当部会においてお諮りし、一旦了承を得ているところですが、今回、1事業者のみの申請となったことから、基準の見直しを行い、皆様のご了承を得たいと考えております。

この基準が資料3となりますが、指定の基準、あるいは審査項目・評価の視点は、前回お諮りした内容とほぼ同様でございますが、一部、施設管理の実績という項目を削除するとともに、管理運営経費の低廉化という項目については、支出見積の妥当性と合わせて採点する形とさせていただきます。

また、以前の選定基準では、優・良・可・不可により採点するものでしたが、事業者1者ということで、これにはなじまないということから、マル、バツによる方式として、その基準を作成いたしました。

マル、バツに関しましては、前回の基準の配点、これが優・良・可・不可の4段階となっておりますが、今回の場合ですと、優・良・可までがマルに該当すると。不可がバツに該当することとなります。

また、マル、バツの判断ですが、設定した条件、管理運営基準と同程度の提案がなされている場合はマルと。設定した条件に満たない提案がなされている場合、また、全く提案がないというような場合はバツとなります。

なお、一部の項目にバツがあった場合、直ちにこれをもって指定管理者の候補者に選定しないわけではなく、重大な欠陥事項があるかないか、そうした部分を判断する必要があると思

ます。

例えば、指定の基準のところ、市民の平等な利用の確保、施設の適正な管理がうたわれていますけど、この中の審査項目の一部にバツがある場合、その項目について、改善の見込みがあるかないかを協議した上で、総合的な判断が必要であると考えております。

この場合の取り扱いですが、どのような点が基準に満たない、あるいは欠陥事項であるか、委員の方からご発言をいただきまして、この場で協議をしていただきたいと思いますと考えております。

その結果、当該事業者を指定管理予定候補者として選定するかどうかのご判断をお願いするものです。

次に、資料4が、次のページからございます。資料4-1から6までございますが、中央のいきいきプラザから美浜いきいきプラザのこれが採点表となります。

私のほうからは以上です。

○部会長 どうもありがとうございました。

ただいまの事務局のご説明に対しまして、何かご質問等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

(発言なし)

○部会長 よろしいですかね。では、ご発言が特にないようですので、第2次審査の事業者選定基準及び採点表につきましては、事務局案のとおり変更することといたしますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○部会長 それでは、その旨、決定いたします。

次に、第2次審査の流れについて、事務局よりご説明をお願いいたします。

○鎗田保健福祉総務課長 保健福祉総務課、鎗田と申します。私のほうから説明させていただきます。座って説明させていただきます。

お手元の資料で、資料5というのがあるかと思えます。第2次審査の流れということで、フローが書かれたものです。これをごらんいただきたいと思います。

今回の委員の皆様による第2次審査でございますが、先程部長の冒頭の話にもありましたように、選定単位が6区あるのに対しまして、公募、募集をかけた結果、応募事業者がすべて、社会福祉法人の千葉市社会福祉事業団の1者のみでございましたことから、その辺で、本来であれば一つ一つやっていくところを、審査の効率性等を考慮いたしまして、ヒアリングなどは一括で行いまして、採点や選定、これについては選定単位ごと、区ごとに行うという手順で進めさせていただきたいと考えております。

以上、それで流れをざっとご説明を申し上げますと、まず、一番上のところですが、事業者へのヒアリングを行っていただきます。その際に、事業者の出席者の紹介の後、各委員さんからの質疑と応答、それについて、約50分ほどで行っていただきまして、終了後、事業者は退席していただく。

その後、その下の四角ですが、委員の皆様の間意見交換ということで、20分程度。そのいろいろ専門的なお立場とか、採点に当たっての委員の皆さんの間の共通認識を図っていくべき点とか、確認しておきたい点、そういうものについて意見交換を行っていただくことを考えております。

その下ですが、採点というところ。ここにおきましては、選定単位ごとに6区それぞれ

について、先程提示させていただいたお手元の資料の4-1から6とありますけども、その区ごとの採点表に、マル・バツで記入していただくことになります。ここで、所要時間を一応15分ほどを考えております。

その後に、その採点表を事務局のほうに回収させていただきまして、事務局のほうで、区ごとに集計作業を行っていきたくと思います。それで、この間15分ほどを考えておまして、そこで、委員の皆様には当たりましては休憩をとっていただくということになります。

それで、その後、事務局で集計がまとまりましたら、その採点結果を報告させていただきまして、必要に応じてご協議いただく。それで、各区それぞれの指定管理予定候補者について、いわゆる社会福祉事業団を選定するかどうかを、部会として決定していただく、そういう流れで考えております。

そうしますと、百二、三十分ほどかかるかなというそういう想定をしております。

以上でございます。

○部会長 ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明に対しまして、何かご質問等がありましたら、ご発言をお願いいたします。

(発言なし)

○部会長 よろしいですか。ご発言ないようでしたら、応募事業者であります社会福祉法人千葉市社会福祉事業団へのヒアリングに早速入りたくと思います。

なお、委員の皆様にはあらかじめお願いいたしますが、今回、「6区」分のヒアリングを一括で行いますことから、ご質問の際には、共通部分か、特定の区に関する部分か、質問対象を明確にされた上で、提案書のページ数等を述べてご質問くださいますようお願いいたします。

また、ヒアリング時間はおよそ50分を予定しておりますので、単純に言えば、委員1人当たりの所要時間は、1人10分程度、目安ですけれど、定めることはないと思いますけど、10分程度を目安にお願いいたします。

それでは、事業者を入室させてください。

(応募事業者 入室)

○部会長 本日は、お忙しいところをご出席いただきまして、どうもありがとうございます。これから、早速ですが、50分程度、ヒアリングを行わせていただきます。

進め方でございますが、まず、全出席者の氏名・役職名を述べていただきまして、その後、各委員、ここで言う委員のほうから、事前にご提出いただいた提案書類等を踏まえて質問をいたしますので、それに対して、できるだけ簡潔明瞭にご回答をお願いしたいと思います。

それでは、よろしく申し上げます。

(応募事業者 自己紹介)

○部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ご質問等がありましたら、委員の皆様の方からご発言をお願いいたします。

○委員 大きい質問と細かな質問があるんですけど、細かいところなんですけど。

○部会長 はい。どうぞ。

○委員 はい。共通部分で質問をさせていただきたいんですけど、この花見川の共通部分なんですけど、右側のページの9ページ施設の適正な管理の件です。2番目、9ページの老人福祉センターの利用手続きで、入浴施設の使用が有料になるということで、その点で、リストバン

ド等を導入して、不正利用や利用者間のトラブルを未然に防止するという取り組みを予定されているということなのですが、この点で、利用者の方に、その理解を求めるためのどのような通知をされているのかということと、あと、かなり巡回をしたり、その許可証を確認するということについて、人手が必要になってくるのではないかと思うんですが、そういうところで、どのように対応をお考えなのか、伺いたいというふうに思うんです。

○部会長　　お願いいたします。

○応募事業者　　はい。ただいまの入浴施設に対する有料制の導入についてでございますが、まず、人員増については、考えておりません。

そして、これは後ほどご説明させていただくんですが、プラザ利用者の登録証、これを発行いたしまして、受付でこの登録証を見せていただいて、その方の番号等を控えて、リストバンド、番号つきの部分をお渡しする。そのリストをつけた方のみ入浴施設に入室可能という形で、利用が終わったら、窓口のほうにそのリストバンドを返していただいて、返却済みのチェックを行うと。もし返却なかった場合には、入館証の部分のところに住所・連絡先がございますので、後日連絡して、入浴リストバンドをお返しく下さいという形のを催促しようというふうに考えております。

○部会長　　ありがとうございました。何か今の発言に関して。

○委員　　その窓口が、受付窓口と、いわゆる入浴施設というのがちょっと離れていますと、なかなか混乱というのがあるかと思うんですけれども、そのところで、トラブルなく、利用者の方がちゃんと手続きしていただけるかどうかなんですね。

○応募事業者　　まず、4月より、入浴施設の有料化につきましては、現在、各プラザ等に、この4月より有料化になりますということを通知してございます。それで、リストバンドをつけることによって、料金を払ってお入りになっている方、やはりリストバンドのない方が入浴なされると、今までのように、プラザの受付のほうに、「入浴バンドをつけてない人が入っているよ」というような連絡等が入りまして、注意等を促すという形をとりたいと思います。

ですから、やはり料金を払うということになりますと、払った方、払ってない方のところの利用という部分は、やはりお互いに、監視し合うという言い方はおかしいんですけども、チェックし合う機能があるのかなというふうに思っています。

○委員　　ありがとうございます。

○部会長　　では、続いて。

○委員　　はい。すみません。1ページ目の、話が変わりますけれども、3番の管理運営の基本的な考え方で、②番のサービスの継続性や安定性・専門性を確保するというところの中に、「必要な専門的な人材については正規職員とする」というふうに書いてあるんですけども、これは実際に、常勤と非常勤の内訳について、各区ごとに一覧が書かれていると思うんですけども、この提案書だけでは、なかなか一概に言いにくいんですけども、千葉県の介護サービスに関する情報公開センターで、いろいろ、定員と、それから、総合職の配置の状況を、他のサービスと大ざっぱに比較しますと、どちらかという、非常勤の方の割合が多いのではないかという印象を持ちました。

確かに、その利用者の方と職員との比率については、悪くないと思いますけれども、専門性、それから継続性ということを見ると、やはりその正規職員の割合を少し高めるということも必要なのではないかと思うんですが、そこで、ただ正規をふやすというだけではなくて、例え

ば資格を持っていらっしゃる方を優遇するとか、そういうキャリアパスをきちっと構築することの流れの中で、正規職員化を図り、専門性を確保していくということになると思います。

まず、そこのところのお考えを伺いたいというふうに思います。

○応募事業者 この提案書の中に書かせていただいている内容につきましては、我々社会福祉事業団全体のこの施設管理運営に関する考え方をうたわせていただいております。そして、私ども事業団としては、これは非公募でございますけども、障害者施設として、これは医療施設になりますが、療育センター、桜木園、大宮学園という障害者施設の部分をやっています。そこには、医者、看護師、それから理学療法士、または作業療法士、あと介護士等の専門の部分が従事しておりますので、その全体の中で、やはりそういう専門的な部分の方たちについては、正規職員的なもので採用していこうという考え方でございます。

それから、あと一般事務職員等については、やはりちょっと全体の、私どもの組織の成り立ちとして、今、外郭団体等の職員の採用については、やはり、おおもとであるところから、むやみやたらな新規採用ということが抑制されております。そういう意味で、認められた専門職だけは、極力正規職員として確保していこうという形で、この記述をさせていただいております。

そして、我々の中も、やはりこれからいろいろな給与面の給与体系の改正等もございます。その中で、今おっしゃられたようなキャリアを積むことによつての資格手当的な形で、事業団が福祉の専門集団としての、これから進めていくに当たって、職員一人ひとりのキャリアアップが必要だろうと。ですから、給与体系が、そういう形のキャリアに基づく資格手当、そういうものを徹底していきたいなというふうに考えています。

そういう意味で、やはり全体職員の数からいきますと、今、正規職員220、全体職員ですが、非常勤が330という形になりまして、おっしゃるような常勤・非常勤の雇用比率のバランスが崩れている状況でございます。

○委員 確認なんですけれども、今現在は、資格手当というのは、どのようになっているのでしょうか。

○応募事業者 実際に、やはり看護職とか医療職とか、そういう職種の部分の給料表がございまして。それ以外についてのもので、手当という部分のものは、今ちょっと用意していない形です。

○委員 ちょっと、同じところで関連するんですけれども、人件費ですね。これは、見てみると、例えばですよ、所長と庶務係長の人件費が、施設によってかなり違うんですけど、300万円から1,000万円ぐらいまで、すごく差があるんですね、所長さんでも。これは、何を基準に決められているのか。庶務係長さんのほうが高いときもあるし。これはどうなっているんですか。

○応募事業者 6プラザのうち、ただいまご指摘の部分は、稲毛、若葉、緑だと思います。この三つの施設の所長は、申しわけございませんが、市を退職した方が所長としてついております。ですから、当然、市退職後の給料というところで、事業団生え抜きの方の給料とは違う給与体系になっております。

○委員 だから、例えば稲毛なんかはそういうことなんですね。

○応募事業者 はい。ですから、庶務係長等のほうが給料等が高くなっているというところでございます。

○委員 この算定の基準というのは、給与表がつくられているんですよね。そちらで。

○応募事業者 事業団独自の。

○委員 独自のものをつくられている。

○応募事業者 はい。

○委員 そうですか。

○部会長 ほかにいかがでしょうか。

○委員 ちょっと人件費の関連で。

○部会長 では、関連で。

○委員 非常に今の、はっきり言って、何ていうんですかね、一つの組織の中に二つの給与体系があるというのは、これは何かやっぱり、将来的には、まとめるという何かお考えはあるんでしょうか。

というのは、人件費のほうを見ますと、一応、人件費の削減に努力されるという趣旨がございまして、中の数字を見ると、毎年、各施設、100万ずつ上がっているというのは、2.7%か、それぐらい上がっているようなんですが、千葉市の職員さんも給料が上がらない状況で、外郭団体とかが、上がっているというのは、そういうのは市の職員とは整合しないのかなというふうに思うんですが。

○応募事業者 まず最後のほうの質問からですが、私どもの給与表については、やはり市の指導の中に当初からつくられております。それから、市のほうで、人事委員会勧告で給料が落ちれば、私どもも、それに準じた額で減額しております。やはり、この社会経済情勢の中に、ある程度、市の給料の流れに合わせた形で、今のを落とせば、落としていくという形で、給与については、とりあえず落ちた分、これについては、指定管理委託を受けているんですけども、その分は返還を市にするという形になっております。

それから、所長の部分でも、やはり二つの給料表があるという部分でございまして、これはひとつ私どもの事業団の中で、なかなか順繰りに人づくりができてない部分、ございまして。ですから、やはり所長という、多くの人の出入りするところの施設の管理者として、まだそこにはまる職員が育ってないので、その辺を、私どもから市のほうに、こういう施設で職員を指導し、利用者との対応を図れる方のあっせんをお願いしたいという形で、市のほうに、退職した課長級の方のあっせんをお願いして、その辺あたりから置いてもらっているということで、市のほうは、やはりOBの給料等について基準がありますので、そこに合わせた中で支給を、私ども、従来やっているということで、私どもの一面としては、やはりそういうところで、市のOBの方が、安い給料で、施設が管理運営できれば、事業団の経営としては、やはり全体の人件費抑制につながって、効果が出てくるかなというふうに思うんですけども。

○部会長 何か補足はございますか。大丈夫ですか。

○委員 だから、どんどんOBを入れようという趣旨ですか。

○応募事業者 いや。

○委員 そうじゃないですね。そのほうが安上がりだと聞こえてしまったので。

○応募事業者 やはり、当面のところ、今、施設長になる職員、適齢期の職員がいない。そういう意味で、そこを埋める部分として、市にお願いしているという、暫定的な仮説としてご理解いただきたいと思います。

○部会長 人件費について、何か関連するご質問は。

○応募事業者　それと、すみません、一つございまして、右肩上がりでという部分。あくまでも人勸等の部分は、想定しない中の定期昇給分を、私ども、やはりこれはどこのところでも、職員の平均的な昇給の部分を見込まざるを得ないのかなということで、定期昇給の分は見込んでいます。しかしながら、これは市の関係で、人勸等の部分があれば、それはあくまでも市に合わせた中での減額をしていくという考え方です。

ただ、最低限、この5年間にかかる経費が幾らかという今回の提案の中に、一切定期昇給はありません。人勸があるかもしれないから、その分を減額でという、あえて現実から不確定の要素の数字で人件費を組み立てられなかったものですから、定期昇給ありという形で。

○委員　そうですね。定期昇給、昇給は当然あってしかるべきだと思うんですが、民間ですと、上がった分は経費の効率化とか、そこら辺の生産性を上げるというところでカバーするというような民間的な発想なんですけれども、そこら辺のところを考慮していただければ、ありがたいことかなと思います。

ちょっとすみません。もう一つ、関連で。社会福祉法人さんのほうで、退職給付の引き当ての不足がかなり大きい金額であるかと思うんです。それは、ここの事業費の中には入っていないと、その償却ですね、退職給付の引当不足額の償却については、この中には入っていないという理解でよろしいですか。

○応募事業者　はい。経理の説明については経理係長のほうで説明させていただきます。

○応募事業者　ただいまの委員さんのほうからご質問がありました退職の引き当ての部分、かなりあるという部分ですけども、それにつきましては、施設における事務事業費のほうで計上してございません。下のほうにございます経理区分間、繰入金支出で、その事務局の経費という中で、法人全体で、引き当ての増減分を各年度で見積もってございまして、それを予算規模に応じて配分していくという状況でございます。

○委員　すみません。それは経理区分間繰入金支出の中に算入させるということよろしいでしょうか。

○応募事業者　はい。そうです。

○委員　その間接として入っているわけですね。事業費の中に。

○応募事業者　はい。もともとの当初の引当不足につきましては、17年度末にあったものがかなりありまして、それにつきましては執行部のほうで、補助金で15年間で充当するというので、今後の経費の中には入ってございません。

○委員　ごめんなさい。その17年度不足分は。

○応募事業者　はい。もともとの不足のあった部分については、経費は入っていないで、市のほうから、別に補助金という形でいただいています。

○委員　それは別のポケットに入る。

○応募事業者　そういうことです。

○委員　承知しました。

○部会長　何か補足でありますか。

○委員　重なっているかもしれませんが、前に説明を受けたかもしれないんですけども、全体的に事業団としては赤字になっていますね、去年。個々には黒字の箇所もあるんですけども、何か理由があったんでしょうか。今回たまたま1者だけだったからいいのでしょうか。5年後またやったときに、複数者が出てきた場合に、今のままでいいのかどうかという

ところで、さっき定期昇給も込みだと言いましたけれども、市の委託料は、そこら辺多分余り考慮しないで、多分ほぼ同額で委託料を組まれてくるんじゃないかと思うんですけども、そういう中で、定昇分とのクリアの仕方とか何とかお考えになっているのかどうか。人勸分はダウンは、それでいいんでしょうけども、定昇アップ分をどういうふうにフォローしていくのか、ちょっとお考えになっていますか。

○部会長　　お願いします。

○応募事業者　　はい。まず初めに、21年度決算の赤字というところ、このプラザ経営の委託の中では、実際、21年度は赤字ではございません。しかしながら、この指定管理導入時に、私ども全体に、先程申しましたように、障害関係の施設も、これは非公募で受託しております、それらを含めて、事業団全体の経理をやっております。その中に、やはり私どもの提案は、やはり常勤の医師確保、常勤の看護師、それからそれぞれの資格のある職員を常勤で雇いますという形で市に提案して、委託を受けたわけなんですけど、実際に医師不足、看護師不足、それからPT等のそういう資格の方が、やはり正規職員として採用できなかった。それらを非常勤・嘱託等で年度をクリアするために、人件費のある一定規模の額が残ってしまったと。その金額がちょっと大きかったものですから、市のほうから、確かに委託した内容についてはクレームなくこなしているけれども、雇うべき職員を雇えなくて発生した余剰については、これは市に返還すべきじゃないかという申し入れがございました。

私どもも、やはり一生懸命医師確保に奔走したんですが、確保できなかったことで、その浮いた分を、私たちの内部留保にするという部分は、これはいささか、事業団の性質上おかしかりょうということで、返還を協定等に積んでございます。

それで、21年につきましては、やはり過去分の、18、19年分の人件費の余剰で、私どもの内部留保にあった部分を、全体、市にお返しするというところで、強いて言うならば、市全体の中で、本来33億で受ける事業を30億で受けて、3億分は事業団の内部留保を使いましたという経理をやりました関係で、21年、この事業の部分が赤字というような収支決算の形になっております。

ですから、事業団の内部留保を出したので、その分が赤字ということですから、経年の中に赤字という部分のところは出ておりません。

あと、もう一つ、これからのやはり厳しい中で、指定管理として競合相手と戦っていく中という中に、今後どのようにとらえていくのかということでもございますけども、私ども、今回の提案に臨みましても、競合相手ありということで、やはり、その他者と競争できる形での準備、これらをさせていただいてきております。ですから、この数年、内部研修もふやし、職員の資質を高めるための事業を実施してきております。私どもとしては、やはりこれからの中に、先程申しましたように、人件費の給与体系のあり方、これをやはり見直さなければいけないのかなど。しかしながら、やはり職員の意欲をそぐような給与体系という部分は、これは事業団全体の仕事がサービス業ですから、これはそぐわない形で、先程申しましたキャリア手当のような形で給与体系をうたっていければということで考えております。

これからも、この5年間、もしこの受託の中で行けるならば、職員研修に、より以上の時間と経費を擁護しまして、福祉の専門集団として頑張っていきます。

○部会長　　ほかに。

○委員　　あともう一つ。

- 部会長 はい。どうぞ。
- 委員 例えば介助員とか、いますよね。
- 応募事業者 はい。
- 委員 こういう方の人件費というのは、どうやって決めているのですか。何かこう、基準があるのか。いろんな平均からみると、ここだと少し駄目なのか。
- 応募事業者 基本的には、私ども、市の給与表の部分に準じた形で当初つくってございませぬので、幾ら私どものほうで、市の職員よりも、上げるといっても、上に上げるわけにいかないので、あくまでも市の給与根拠に準拠しているというところで、その積算がいかにというところになりますと、申しわけございませぬ、ちょっと勉強不足で。
- 委員 一応、市でやってもこのくらいしか出せないという金額になっている。
- 応募事業者 はい。
- 委員 わかりました。
- 部会長 ほかに。
- 委員 経理区分間の繰入金支出でございませぬが、これは全部施設ごとに割り振ったんですが、本部経費だという理解でよろしいですか。
- 応募事業者 はい。
- 委員 この全体像を教えてもらっていいですか、その経理区分間の支出のもととなる本部費用、内訳とか。
- 応募事業者 事業団全体のということで。
- 委員 そうですね。区分等配付しているわけですね。
- 応募事業者 はい。
- 委員 ですから、その配付のもととなっているところの経費。
- 応募事業者 では、お答えさせていただきます。経理区分間につきましては、事務局経費ということでございませぬが、当然、事業団事務局のまさに職員におけるまず人件費が入ってございませぬ。それと、事務をやっていくに必要な通常の事務費。各施設にもございませぬが、事務費ですね。今、お話ありましたように事務局としては、給与等の支給とか、支払いの部分をやってございませぬので、そちらに関するもの、それと、職員の育成で、全部ではございませぬけれど、研修費として計上してございませぬ。
- 事業費のほうは事業をやってございませぬので、事業費というものは含まれてませぬ。
- それと、退職、積立の部分なんでございませぬが、1年間で、今現在で法人で抱えている常勤職員の1年間保有することによって、増幅する部分ですね、ふえる分の退職の給与の差分というか、ふえる分も見込んでございませぬ。
- 委員 すみませぬ。それぞれいくらぐらいになるのでしょうか。
- 応募事業者 23年度では、人件費の部分で、6,922万6,000円。
- 委員 100万円単位で結構です。
- 応募事業者 6,900万、事務費については2,000万、それと退職の部分の積立は、7,000万を考えております。
- 委員 全部で約1億5,900万。
- 応募事業者 はい。
- 委員 それを1年で。

- 応募事業者 はい。それは非公募施設も含めた形です。
- 部会長 ほかに何かございますでしょうか。
- 委員 じゃあ、ちょっと別の話で、共通部分になると思うんですが、再委託の話がありますね。再委託の話。
- 応募事業者 はい。
- 委員 これは、再委託先との関係はコントロールの仕方はわかるのですが、再委託先が再委託した場合とか、そういうのは想定されていますか。
- 応募事業者 では、それは経理係長のほうから。
- 応募事業者 基本的には、我々のほうから委託をして、そちらの業者がさらに委託ということは考えてございません。ただ、大きな管理の部分で、特殊な整備とかいう場合には、一部、会社の中で抱えてといたしますかね、その委託先というのは。
- 基本的に、委託する際の業者の選定に関しましては、我々が考えている点検等ができる資格を有しているかどうかをかんがみまして、委託業者のほうを選定してございますので。
- 委員 考えなくてもいいということなんですね。
- 応募事業者 はい。
- 委員 考える必要がないということですね。再委託、孫請けみたいなことは。
- 応募事業者 ええ。
- 委員 特に問題ないという認識ですか。
- 応募事業者 はい。
- 委員 これ、大丈夫なんですか。その委託した先が、またどこかへやって、それをコントロールできないというのはいいんですか。
- 応募事業者 基本的には、再委託しているかどうかというのは、それぞれの事業所で当然確認、チェック等はしてございますので、それで点検とか、そういったものの結果を出していた中で、きっちり点検等とか、委託内容に不備がないかということは、コントロールしてございますので。
- 委員 孫請けとかに出しているケースって結構あるんですか。
- 応募事業者 孫請けですか。
- 委員 というか、再委託先の再委託。
- 応募事業者 我々が委託したところが、さらに孫請け。
- 委員 ええ、そうですね。その次の次にいっちゃっている。
- 応募事業者 資料には書いていないんですけど。
- 応募事業者 大体、私どもが再委託する先、警備とか清掃とかいうところなんですが、今、6プラザに確認しましたところ、その再々委託という部分の実績はないそうです。
- 委員 そうですか。よく、再委託するとき、そういうことについての規定とかは、取り交わしてないんですか。それはやめてくれとか。そういうのはない。業務によると思うんですけど。
- 応募事業者 契約書のほうに、一応、そういうことは認めないというような形で念押ししてございますので。
- 委員 そうですか。
- 応募事業者 基本的には、再々委託とか、そういうことはないかと。

○委員 大丈夫というですね。

○応募事業者 はい。

○委員 それから、もう一つ、業者を選ぶときに、これは競争入札でやっているんですか。それとも、随意契約みたいにやっているんですか。

○応募事業者 契約金額が100万円以上を見込まれる場合には、競争入札に付すこととしております。なお、1件500万円以上に当たりましては、事業団の指名業者選定委員会設置要綱に基づき、指名入札に参加させる業者を適正に審査するという形をとっています。

あくまでも、私ども、この辺につきましては、やはり市内業者優先、準市等を使っていくということで、千葉市の財政部が行っている入札等に準用した形で、透明性・公平性の中で入札を行ってきております。

○部会長 ありがとうございます。ほかに何かございますか。

○委員 21ページの障害者雇用のところについてなんですけれども、事業団として、指定管理者の指定を受けているということで、公的な責任というんでしょうか、そういうものも社会的な責任を果たしていくのが必要になってくるのだと思うんですが、障害者の雇用数を見ますと、法定雇用率をクリアされているということで、そこはとてもいいことだと思うんですが、人数にかなり変動がありますので、定着率というんでしょうか、定着の状況について教えていただければと思います。

○応募事業者 まず、私どもの施設運営が、利用者の方へのサービス提供という部分がございます。ですから、そのサービス提供の中の支障が生じない方であれば、健常者の方だろうが、障害を持つ方であろうが、私どもは、この採用段階における差別ということとはございません。

ただ、定着率等についての問題になりますと、やはり自己都合の中でおやめになる方の部分が多いのかなと、私ども、職場環境が悪くてというようなことは聞き及んでおりませんが。

○応募事業者 それでは、ご説明申し上げます。今現在、障害を持つ職員のうち、常勤職員は2人でございます。その方は、短時間勤務の職員となっておりますので、常勤職員2名のうち1名は、21年中に手帳を取得しておりますので、そういう意味では、障害のある常勤職員が安定して雇用できている、環境を整えているというふうに考えております。

○委員 ありがとうございます。

○部会長 具体的にはどんな業務につかれていますか。

○応募事業者 現在、常勤職員は、いずれも事務職員でございます。1名は管理職でございまして、もう1名は事務の職員でございますが、非常勤の中には、介助業務についている職員と、それから、デイサービスの送迎等に従事している職員もおります。

○部会長 ほかに何か。

○委員 その障害者雇用のところではないんですが、同じ項目の次の22ページの中で、男女が働きやすい職場環境をどう整えるかというところの中で、かなり、産前産後の休暇のところだと、幾つか、先駆的に基準よりも上回って実施されている点は評価するんですけれども、4点目のセクシャル・ハラスメント防止への取り組みのところ、一つは、セクシャルなものだけに限定していいのかというものもございます。いわゆるモラル・ハラスメントとか、いろんな悩みや相談の窓口として、十分機能できているかどうかということ、これはあくまで資料として提示されたポスターだとは思いますが、男女複数の相談員を配置していると書かれているんですが、このポスターを見る限りは、女性がお一人しかいらっしやらないので、

女性は複数ではないなというふうに思ったんですけれども。

②番のところでは、男女比はおおむね1対2ということで、女性のほうが多い職場ですから、やはり相談員は複数いたほうがいいのではないかと。いろんな雇用形態、常勤、非常勤おありですので、さまざまな悩みがあると思うんです。その窓口の受け入れとして、女性が1人でいいんだらうかということ。ただし、そうすると、こういう相談窓口につける女性というものの自体が少ないと、かえって女性の負担を重くするという面もありますので、そのところを、単純に女性を均等にすればいいだけではなく、その担当する女性のまた働く環境も考えなければいけないと思いますが、このいわゆるセクシャル・ハラスメントだけに限定されない、職場におけるさまざまな悩みの相談窓口としての機能をどう拡充していくかということについて、お考えを伺えればと思います。

○応募事業者 では、私から申し上げます。

確かに、このポスター中で、女性職員1人でございます。事務的に今は事業団事務局の中に窓口を置いておまして、一つ問題点としておっしゃっていただきましたモラル・ハラスメントについて、ちょっとまだ私どもの規定の中に設けておりませんが、パワー・ハラスメントにつきましては、何年か前に、かなり教育現場の中で問題になりましたので、その時点で、パワー・ハラスメントについてはつけ加えまして、職員に啓発活動を行っております。

今現在、事業団事務局、女性職員が1名、育休で休んでおまして、たまたま、ちょっと年度のお話で恐縮なんですけど、現在は、私が、女性職員ということで中におりますので、実際のところ、いろいろな職員からの相談は、私が受けているというような状況がございます。

ただ、今後はきちんと男女のバランスを考えて、色々なところに相談員を設けて、窓口として徹底したいと考えております。

○委員 ありがとうございます。相談については、かなりいろいろ率直な相談が来ているというふうに。

○応募事業者 はい。

○委員 件数まではあれでしょうけれども。

○応募事業者 そうですね。事業団事務局としまして、折に触れて現場のほうも訪れるようにしておまして、だいぶ現場職員とも意思疎通が図れているのかなというふうに考えております。

現に、相談は、今、メールが結構使えるので、そういった形で、細かい相談を受けたりですとか、あとは、いろいろな職員の意見を吸い上げるアンケートですとか、そういった調査も心がけておりますので、その中に書かれている場合には、直接本人と話をしているということをしております。

○委員 ありがとうございます。

○委員 セクハラ、パワハラのこの相談員というのは、内部の人、第三者の人。

○応募事業者 内部でございます。

○委員 内部でやっている。

○応募事業者 はい。

○委員 性質上、外部の人をとすることを検討するとか、そういう考えは、現在のところはどうですか。

○応募事業者 はい。セクシャル・ハラスメントに特化してということではございませんけ

れども、現在、業務委託の形で、「心と体の健康相談」というのを外部委託しております、こちらのほうから報告が上がってまいりますには、家族関係の悩みですとか、同僚との関係の悩み、そういったものの中にはあるということがございますので、そこで、現状ではカバーできているのかなと考えております。

○部会長　ほかに何か。

○委員　1 ページのところ、最初ですけど、指定管理者制度の考え方、ここに書いてあるのですけれども、市民サービスの向上と経費の削減というのがあるんですけど、単に窓口の対応がよくなったとか、そういうことだけじゃなくて、実際に市民が要望するようなことに対応していく必要もあると思うんですね。だから、これは逆に言えば、そういうところに重点的にやっていただきたいし、行政もそこには差をつけるとかしてもらいたいと、要望としてあるんですけども、事業団さんとして、将来的にそういうものを具体的に何か、お答えづらければ大ざっぱでいいんですけども、そういう、新たに何か取り組んでいくこととか、あるいは、この中に、真ん中にも書いてありますけども、地域住民の市民参加も大事だと書いてあるんですけども、具体的にそういうものは何か予定があるのかどうか。これから考えるなら、それで結構ですけど。

○応募事業者　提案書の中に幾つか散りばめた中で、やはり市が今進めております施策の、いかに市民の力をまちづくりに生かすのかというような視点の中で、やはり私どもが仲介となって、市の施策、市民の間のコーディネートをしていく部分であると。特に今回のプラザにつきましては、高齢の方たちが、やはり私たちのプラザを訪れて、元気になるとか、楽しかったという部分のサービスを提供できる施設でなければいけない。

しかしながら、やはり指定管理でやる以上、法令遵守、公平な事業、さらには適切な管理運営をしつつ、経費削減を図っていかなきゃいけないというところを、心がけて運営していくところがございます。その中に、やはり地域の知恵である高齢者の方々の活用という形で、高齢者の方のボランティア、これらを活用した中で、深く地域に根差した施設としての運営を進めていきたいなというふうに考えております。幾つか新規事業として、やはり私どもが行いましたアンケートの中で、プラザの機能、プラザで何をするかということを知らないお年寄り方が多々いらっしゃるということで、今後、老人会、自治会等に、私どもも今出向いておりますけども、行って、プラザの使い方、楽しみ方、これらを広くPRしていきたいなというふうに考えております。その中で、やはり独居のお年寄りの方、これらの方たちの情報を収集できれば、そういう方たちのところに出向きまして、健康管理の相談とかというところまでできればというふうに考えています。

ですから、やはり私ども事業団の目指している部分が、プラザの機能、地域のお年寄りの方たちの安心して集える施設としての管理運営、これをより深めていく。そのためには、職員のレベルアップ等も必要ではないのかなという、ちょっと漠な感じの答えなんですが、そういう気持ちの中で施設運営を進めていきたいというふうに考えています。

○委員　ちょっと伺っていいですか。

○部会長　はい。

○委員　全く違うんですけども、リスク管理のほうの話なんですけども、15 ページに書いてあるのですが、ここにいろいろ、事故があってはいけない、未然に防止するための対応策について記述してくださいと書いてあるんですけども、その中に、毎日のマニュアルといっぱい

書いてあるんですけども、具体的なそういうマニュアルが実際にあるのかどうか、ちょっと、あるならば、見せていただきたいと思います。

○応募事業者 それでは、ご説明を申し上げます。マニュアルということでございますので、まず、私どもは、事業団全体として、危機管理計画というものを策定しております。こちらの危機管理計画に基づきまして、この危機管理計画の中には、事故編と災害編というふうなまとめ方をしてございまして、それぞれ発生を想定して、職員一人ひとりの役割分担をあらかじめ決めまして、それに基づいた訓練を重ねてきております。

いきいきプラザについて申し上げますと、老人福祉センターとデイサービスセンター、かなり業務内容が違うということで、それぞれにサービス提供マニュアルというものを策定しております。

それから、リスク管理ということですので、ヒヤリ・ハットについては、それぞれのマニュアルの中に書いてございまして、その中にヒヤリ・ハットの事例というのを、各プラザ、センターで共有化しまして、万が一の場合に備えているというところでございます。

○委員 わかりました。後でちょっと見せてください。

それで、あと、その事例等があった場合に、そこにまとめてあるんですけども、その公表の仕方というのは、どういうふうにしているのですか。

○応募事業者 事業団の外への公表というのはいしておりません。あくまでも業務に携わる職員が共有をして、どこでも起こり得るというのがやはりヒヤリ・ハットだと思っておりますので、未然に防ぐという意味で、例えばヒヤリとした事例に伴って、いろいろ改善策を各施設でとりますので、そういった情報を共有して、まねできるところは未然にまねをして、ヒヤリ・ハット事例の発生に備える、予防するという、そういう対応の仕方をとっております。

一応、今日はこの場ということで、ごく一部を急遽用意してまいりましたが、通常は、内部の会議の連絡に報告をし合うという形で共有をしています。

○委員 私どもの小さい施設でもそうなんですけども、大概は内部でよくあるケースが多いんですけども、できれば、個人情報等に支障がなければ、なるべくそういうのをオープンにできるようにご検討していただければ、お互いに、利用者も、それから施設側も、レベルアップにつながると思うんで、一つの提案なんですけど、ご検討いただければなと思います。

○応募事業者 はい。ありがとうございます。検討させていただきます。

○部会長 ほかにございますか。

○委員 全体の話なんですけれども、福祉事業団さんは、要はこれらいろいろやっているわけですね。例えば15ページにあたるのですかね。管理者実績が、いきいきプラザから、出ているんですが、要は、今回の提案書で、これまでとは違うところってどこかありますか。ここを直した。今回提案するに当たって、ここを、こういう問題があったから、ここはこういうふうにしましたというところがあつたら、教えてください。全く前と一緒なのか。どこか違うのか。細かい話でなくて、大きな話として。

○応募事業者 はい。まず、先程申しましたように、利用者カードというところの制度を考えております。これは、今まで市のほうで、全体的にシルバーカードというのを発行して、お年寄りの身分等を証明する部分で、いろいろな施設を利用できるという部分があつたので、私どものプラザを利用するときにも、そのカードを見せていただければ、市内在住の何々ということがわかつたんですけども、それが廃止になりまして、やはりプラザを使つていただくに当

たって、身分を証明するもの、健康保険証、運転免許証等の部分の提示を求めるところでございます。

しかしながら、健康保険証、免許証等が、やはり紛失の危険があるということで、なかなか皆さん身につけて常に来ていないということで、今回、それらの身分証明にかわるものとして、カードを発行して、それによって、利用をしやすい形にしようかなと思っています。

私どもの施設の設定の中に、市内在住の方は無料でございます。市外の方は有料になっていきます。ですから、そういう意味で、やはり金銭の利用料のかかる関係ですから、市内在住か否かという部分の受付での判定が必要になってくるので、やはりそういう意味で、気軽に持てるカードの発行等はいかがかということで提案をさせていただいております。

それから、看護師の訪問における健康相談等について、私ども、やはり各プラザ等で看護師を雇用しておりますので、プラザの健康相談とそれから時間のローテーションを組みまして、外に出て、訪問での相談ができるような形の部分が実施できればなというところを提案しております。

○委員　そういうとき、逆に言ったら看護師の人は、これまでよりはふえているということなんですか。

○応募事業者　この事業についてのところの具体的な仕方については、この提案で、仮に私どもが選定をいただければ、市のほうと協議という形になります。ですから、今の体制の中で外に出ていかれると、プラザや何かでの健康相談にちょっと支障が出るよと。そうすると、じゃあもう少しプラザの健康相談をどう補完するか、工夫してこいとかという部分がありますので、このまま、ずばりという部分では、私どもの判断だけで実施できないというところになっております。

○委員　その今おっしゃった二つが、今回の違うところですか。

○応募事業者　あと、すみません、もう一つ、やはりプラザに来て、何をしたいのかわからない。また、そういうお年寄りに来ていただくために、プラザのフロア、ロビー等で、沙龙的な形でリラックスしていただいて、いろんな方と知り合って、お話ししていきようなそういう地域の高齢者のサロン、そういうものを展開していきたいなど。そうすれば、目的なくふらっと来て、そこで、どなたかお友達をつくって、というような形でもプラザの役割を果たしていけるのかなというところで、その主に三つ。

あとは、細かいところについては、今までの部分を少しずつ工夫しつつやっていきたいと考えております。

○委員　今ちょっとそれでふと思い出したんですけど、子どもというのはどうされるんですか。地域のサロンと言われたんですけど。いやいや、ちょっと私の関心から聞いているだけで、例えばお孫さんというふうな子どもたち、そういう方もどんどん入れていこうとか、そういう発想はあるんですか。

○応募事業者　事業の中で、多世代交流という形がございまして。ですから、事業によって、周辺の小学校、または保育所の方たちと、それぞれの地域に合った行事等も展開していくという形で、提案させていただいております。

○部会長　ありがとうございます。

○委員　ちょっと幾つか質問がありますが、私のほうからも。1ページ目のこの指定管理者制度の理解のところの2番目で、公・民関係の構築についてということで、新しい公共という、

最近取りざたされている概念が出ていますが、新しい公共というのは、どういう考え方というふうに、ここでは、思われて書かれているのでしょうか。

○応募事業者 先程も申しましたように、市政の方針に沿って最新の福祉計画にのっとった取り組み、これらを市との協議の中で実施していきます。具体的に、やはり地域の財産である高齢者とともに、市民主体のまちづくりの中に、私どものプラザが担っていくということで、施設側からの一方的のアプローチではなく、利用者の意見・要望を、これらを運営に生かすとともに、その中での健康づくりの場、仲間づくりの場、ボランティア活動の場などとして、やはり指定管理受託者である我々が、それを大きく担っていく。こういうことが新しい公共的な考えなのではないのかなというふうに理解して、今回提案させていただいているところなんです。

○委員 はい。4ページ目、生きがいつくり事業に向けた基本的考え方の中に、例えば、課題として、学習意欲、知的好奇心、社会参画意識を支えるための講座や、イベント、レクリエーションの魅力アップというようなことが、課題として矢印の横に出ているんですが、これ、例えば何か今、もし、答えられればですけど、具体的には、魅力アップのためとか、あるいはそういう意識を変える講座としては、具体的にどんなものを考えようとしているのか。もし差し支えなければ教えてください。

○応募事業者 それぞれ、今回、どの提案書の部分からということなんですけども、各プラザによって、地域性の中でいろいろな新しい事業等を検討しておりますので、その辺について、プラザのほうから説明させていただきたいと思います。

○応募事業者 緑いきいきプラザでございます。例えば、新しい講座を開発するときに、我々、いろいろアンケートとか、要望を参考にしながら考えております。例えば、経験上、その定着率の悪い講座、あるいは新規要望については、新規講座というのがありながらですね、それを展開しながら、利用者の希望がどこにあるかを確認しながら、新しい視点で開発していくことでございます。

ちなみに、今年度、例えばIT系、体を動かしながら体力維持をしようという要望がありましたので、我らのセンターの中で、卓球の講座を開設しましたら、非常に高い応募がございました。

ですから、そのような視点で、傾向を踏まえながら、どんどん開発を進めていきたいというふうに考えております。

○応募事業者 各プラザによって提案は違いますが、新しい講座として、日本の伝統文化を学ぼうとか、やはり海外の歴史、海外の外人講師を呼んでの海外文化を学ぶ講座、それから、地域を生かした部分で、季節の花を見に行こう。周辺を散歩したり、花の名所を歩くというような、それから近接の駅を起点に、京葉線沿線のまちをめぐるようなもの、それからあと、浜辺ウオークで稲毛の浜を歩くような運動的なもの。そして、他の施設では、韓流ドラマに学ぶ韓国語みたいなものとか、シネマでイングリッシュ。それから、農業関係の農園スローライフみたいな形での講座を開いていく。あと、ちょっとあれなところでは、現在、技術的にいろいろ進歩している携帯電話とか、家電の使い方のところが非常に複雑になっている、そういうようなものを高齢者の方に、正しい機能の使い方等の講座を実施していこうというような提案がございまして。

そういう形で、幾つか新しいものをやはり参加の募れるもの、この新規事業、これを実施し

ていければと思っています。

○部会長　ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。

○委員　そういう新しい講座を開設されてきている中で、新しい利用者、新規の利用者というのは、どのくらい開拓できているのか。できるだけ幅広い地域の形に利用をしていただくという観点から見たときに、その間、同じ方だけで利用が繰り返されているのではなく、より広い層から利用がどのようになされているか、その辺のところを、実情を、わかる範囲で教えていただければと思います。

○応募事業者　6区の応募者数の合計なんですけれども、総計が、平成21年度実績で、8,732人、応募者数がありました。そのうち、新規の利用者数が2,830名。約32%が新規の利用者となっております。

○応募事業者　稲毛いきいきプラザですけども、生きがい活動支援通所事業というのがございます。これについては、21年度実績で申し上げますと、これは6か月単位で、前期、後期とあるんですけども、年度で申し上げますと、定員1,740人のところ、応募が2,163人で、実際に参加した人が1,616で、そのうち新規の方は231人です。これは、割合で言うと14.3%。約15%ぐらいという状況でございます。

○応募事業者　全体的に、やはり新規の方の参加をどのように図っていくかという部分で、それぞれ私ども方針の、また周知の仕方等が、やはり課題だと考えていますので、新規の方の利用促進という部分は大きな課題だなと思っています。

○委員　市民の皆さんが、公とか、公共のために役に立ちたいという、そういう意識を涵養するとか、あるいは、そういうことの拠点になるようなイベントや施策というものは、何かお考えですか。

○応募事業者　私ども、シルバーボランティア講座、これを実施しようかなということで、そこで、やはりこれからの地域等の高齢者を支えていく形、または、それ以外の多世代の交流の中で、どういうボランティア活動ができるのか、そういうものをやはり育成するような講座、これを実施していきたいというふうに考えております。

○委員　何か伺っていると、講座をいろいろやって、その後はどうなるのかって、やっぱりありますよね。地域の活性化とか、そういうふうな、その後の接続がないといけない。そういう点で、やっぱり行政との関係というよりも仕掛けとして、ここでこうやったら、次はこういうものにつながるとか、農作業をやったら、こういうふうにつながっていくとか、うまく言えないんですけども、何かやっぱり、これだけぽつとやっても、多分地域の活性化にはなかなかつながらないんで、今おっしゃったような話って重要だなと思って聞いていたんですけどね。

○応募事業者　一面で、私どものプラザの活動として、プラザに通っていただける、これが介護予防。ここで活動していただいて、元気に生きがいを持ってというのが、やはり皆さんが利用して、安心していただけるプラザ運営でございます。

今おっしゃったように、確かにここで学んで云々で、次にどう地域に還元するのという部分については、やはり講座が、それぞれが、初歩的な形の部分のものになってしまいますので、それ以上専門性があって、他の人を指導していくという部分の講座の開設までは、ちょっとまだできてないというのが。

○委員　いや、イメージとして、講座を開設するんじゃなくて、その先に何かやる、活動す

るチャンスがあれば、いいと思うのです。

○応募事業者 わかりました。

○委員 いやいや。やった後に、次に、こういうふうには活躍できるというふうにはどんどんつながっていくと、地域の活性化というか、地域が元気になるというところがありますよね。活躍できるとなってくると。それが今伺っていて、そのシルバーボランティアの話もあって、なかなかおもしろいなど。

○応募事業者 ボランティアのことで、花見川いきいきプラザでございますが、お答えさせていただきます。

これは美浜と花見川とでやっているんですけども、同好会の会員さん、またOBさんたちが、ボランティア同好会というものを結成いたしまして、知的障害者の施設のほうに、今交流をしているところで、美浜さんは、もうかなり、花見川は3年で、その中で、これは陶芸なんですけれども、そのほかに、その施設から、書道も開拓してくれと頼まれまして、私どもの同好会の方たちが、やはり施設に赴くような活動をしております。技術指導という形でございます。

○委員 何か広がりがあると、地域の活性化という点ではいいなと思います。

○部会長 ほかに、委員の皆様、何かございますでしょうか。

○委員 こういう行政サービスというのは、なかなか市民にとって、体験されている方はわかるけれども、ほかの方にはちょっと見えにくいところがあるんですが、何かそういう成果を測定する、ご自身の基準値というのはお持ちになりますか、もちろん、簡単に言えば、利用者数といったものが、数値としてはわかりやすいんですけども、そういったもののほかに、何か成果の測定基準として、こういったものを持っていますといったような、何かそういったものがございましたら、教えていただきたい。

○応募事業者 私ども、今年度の指定管理の提案書を書くに当たりまして、無差別でございますけれども、5,000世帯に、プラザの存在、活動、何をしているか知っていますかというような形で、利用したことがあるか、ないかとかという、アンケートを行いました。その中で、やはりプラザの存在、知らないという方が、半数以上の回答結果がありまして、私ども、今回の提案の中でも、やはり知らない方、来たことない方、この方たちに足を向けてもらうような事業を中心にしていこうと。数年後、またこのアンケート調査を実施し、我々のこの活動がどれだけ周知していただけるような結果になったかという部分の効果測定をやってみたいなと思っております。

まずは、実際にこの施設を知っていただくという部分のところ大事なのかなと。とりあえず、私どもの全体の事業の中の満足度だとかという部分は、なかなかちょっと効果測定しづらい部分なんですけども、やはりクレームが少ない、楽しく来所してくれる方がいるという部分が、施設の効果を発揮しているのかなというふうには期待しておりますけども、それだけに満足することなく、やはりもっとより多くの方の利用を促進するような事業展開をしていかなきゃいけないというふうには考えております。

○部会長 大分予定時間をオーバーしていますけど、委員の皆様、さらに何かございますでしょうか。

(発言なし)

○部会長 それでは、予定の時間をかなりオーバーになりましたけど、時間となりましたので、これにてヒアリングを終了させていただきます。

事業者の方々、どうもお疲れさまでした。ご退室のほうをお願いします。
ありがとうございました。

(応募事業者 退室)

○部会長 それでは、ここで、委員間の意見交換をしたいと思います。

これからマル・バツの採点を行うに当たりまして、参考となるような、例えば、委員の間で共通認識を図っておきたい点とか、確認しておきたい点などをご発言いただきたいと思います。

何か、委員の皆様、ご発言はございますでしょうか。

○委員 事務局に確認したいんですが、今まで社会福祉事業団をやられてきて、リスク管理とか、そういった管理関係で、何か問題が出たことはありますか。今まで何か報告とかありますか。大きい話。

○鳩川高齢施設課長 過去の指定管理なんかで、大きな問題になった事故はありません。

○委員 何か、ちょこちょこ入ってくるんですか。

○鳩川高齢施設課長 そうですね、プラザとかセンターに関してだけではないんですけども、結局、施設管理をやったりやっていますので、市民からの苦情の対応、そういった部分はやはり市のほうに直接市民の方が来ますんで、そういうところは事業団さん、各所長さんといろいろ話すとか、それはやっぱりありますね。

ですが、これが問題化したとか、そういったことではないんですけど。

○部会長 ほかに何かご意見とかございますか。

○委員 個人的な考えですが、私なんか事業者として、こういうものを応募するとしたら、社会的な意義を考えればぜひ参加する必要があるんでしょうけども、収益とか何かを考えますと、多分一般の民間、特に老人関係ですと余りもうからないというような判断をするかもしれませんね。そうしますと、いざ手を挙げるときに、ちょっと待てよと。赤字になった場合に市は補てんしてくれないのではないかと、最近の例で言うと、サッカー場が赤字になったと伺っているのですが、あそこも指定管理でやっていると思うんですけどもね。ある意味わかるかなという気もするんですけどね。

○委員 特に自分で収益を稼ぐような施設じゃありませんからね。かなり、そういう裁量の余地というのはほとんどない状態ですよ。

○委員 私自身、こういう福祉施設というのは、果たして指定管理になり得るのかどうかという感じが、日ごろ思っているわけですが。そういう中で、サービスの向上とか何かにつながれば一番いいと思っていますので。

ですから、逆に今回は1者しか出なかったのかなと。

○委員 そうなんですよ。

○委員 ノーという話しになったときには、もう運営できなくなっちゃったりなんかすると、ほかにあるかという話が出てくるんですけど。

○委員 指定管理の期間を長くすれば、少しはよくなるということはあるでしょうか。

○委員 私は、ちょうど3年から5年ぐらいがいいんじゃないかと思うんですけどね。結局、事業者が、途中でその条件、先程申した常勤とか何かを、パートとか何かに変えていいのかどうか。ですから、多分そこら辺は市と協議をさせていただいて、赤字になってまでやるのという話になってきた場合、その協議対象はどうなっているかが、ちょっとよくわからなかったんですけども。

人件費も、先程お答えありましたけれども、なかなか定期昇給とか考えている場合には、当然赤字になってしまうという部分があるので、そこら辺経営者として、どうやって人件費を削除するかということになると、そういう意味で、福祉施設というのは離職率が高いというのも事実ですね。私なんか現に経験しているから、非常に流動性が激しいんで。

事業団さんは、先程言った、かなりレベルを同じくしているということなんで、聞きそびれてしまったんですけども、離職率は低いんじゃないかと思うんです。

○委員 そう思いますね。やはり市のでこ入れと言ったらおかしいんでしょうけど、市がバックにあるということで、定着率、職員さんの、まあ非常勤も含めてですけどね、定着率が結構、それが職員のモチベーションとかにつながっているんだと思うんですけどね。

○委員 そういう面から考えると、事業団さんがふさわしいのかなと考えるんですよ。

○委員 それを見ると、非常に気になったのは、OBを入れればどんどんお金が下がるという、ありましたよね。300万ぐらい、一歩間違えると温床になりかねない。

○委員 あれは、何もここに限らず、よく聞く話ですよ。要するにダブルスタンダードですよ、ある意味。これは議論するところじゃないですよ。

○西山高齢障害部長 ちょっとよろしいですかね。市の立場として。ちょっとさっきの説明で、変なふう聞こえた部分があるかもしれませんが、実際には、向こうがたくさんどんどんくださいというだけではなくて、市の事情を多く含んでいるのかなと思いました。

○委員 それは皆さんわかっていると思います。あそこでそれを答えたらみっともないから、答えているのは、だれが見たってわかることじゃないかと。

ですから、ここで議論することかという、我々の権限外かなという、根本問題はそこだけ、そこはどうするのか、コメントのしようがない。

○委員 指定管理者にしていいかも含めて、答えようがないですけど、とても重要な話ではありますね。

○委員 そうなんです。個人的には非常に興味のある分野だけど、だけど、あのような答え方を無理やりしていただくしかないということになりますよね。事業団さんとの関係から見れば、というところですよ、これは。

○委員 1者しか出てないから、そうなっちゃうわけですよ。

○委員 そういことです。

○委員 市民から見ると、お手盛りというイメージをもたれかねないので、その辺が難しいですよ。

○委員 だから、説明としてはあなるけど、これはでも、ちょっとこの議論の話とは離れているし、皆さんも非常に、立場上、表にできない部分もあるから、そこは議論の対象にはならないかなと、私は思って聞いていたけど、いい質問でした。非常に伺っていて。

○委員 民間で、人件費を削って参入してきたら、相当ついてきますよね。当然、人件費を含んだところを削った入札ですとかね。そうしたときには、真剣な話になって。

○部会長 そうですね。論点になるところですけど、少なくとも、1者ですから、むしろ、欠陥がないかの審査で。質問の趣旨も、皆さん、頑張ってくださいよということですよ。こういう視点を入れていってくださいよという、ほとんど意見を挙げているような質問だったので、どうですかね。あえて、これはまずいなんていうのがありましたら。

○委員 優・良・可・不可、その4段階ならば書きようがあるんですけども。

○部会長 ですよ。要するに、優・良・可までか、不可ですよ、要するにこれのつけ方は。

○委員 多分、マルという話になっちゃうんで。バツというのは、基本的には余りないような気が。

○部会長 ということで、どうするんだという話も出てきますが。

どうしますか。とりあえず採点しますか。

ここに書いて、マル・バツつけて、お渡しすればいいんですよ。

○鎗田保健福祉総務課長 単純作業で、すみません。

○部会長 では、採点に入ります、ということで、各区ごとに採点表へご記入するということでもよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○部会長 では、していただくことにしましょう。

○鎗田保健福祉総務課長 全部で6枚ございます。

○部会長 資料4-1から6ですよ。資料4-1から6に、委員の名前を入れて、書けばいいですね。

(採点)

○部会長 採点が終わりましたら、事務局で集計を行わせたいと思いますので、漏れがないか、皆さん、ご確認していただいて。大丈夫ですか。

○部会長 それでは、事務局に進行のほうをお返しします。

○湯川保健福祉総務課長補佐 これから、採点の集計のほうをさせていただいて、結果のほうをご報告させていただく予定でおるんですけれども、若干、取りまとめのお時間をいただきまして、10分の休憩とさせていただきます。

○湯川保健福祉総務課長補佐 では、7時10分に再開ということにさせていただきたいと思います。7時10分になりましたら、お席のほうにお戻りいただくようお願いいたします。

(休憩)

○部会長 それでは、部会を再開いたします。事務局より、採点結果の報告をお願いいたします。

○鎗田保健福祉総務課長 はい。それでは私のほうから報告させていただきます。

今、お手元に配らせていただきましたが、各区ごと、6枚の採点結果をお配りさせていただいております。各区ごと、全委員の皆様、すべての項目においてマルということで、そういう結果になっております。

事務局からの報告としては、以上でございます。よろしく申し上げます。

○部会長 はい。見てのとおり、全員マルということなんですが、委員の皆様から、何かこの結果について、ご発言とかご意見ございますでしょうか。

○委員 せめて、優か良かという、つけられる評価表であればいいなと思いますが。何ていうんでしょう。なかなか意見を反映しにくい評価基準、つけるのは簡単でしたけれども。

○委員 これは1年後にまたチェックするんですよ。

○鳩川高齢施設課長 評価という部分で、今のところ考えているのは、夏ごろまでに。

○鎗田保健福祉総務課長 たまたま社会福祉事業団については今までから引き続きですので、多分まだ正式には決まっておりませんが、一応来年の夏ごろですかね、評価するというところに。

その評価は、過去の分、例えば来年ですから22年度分について評価すると。

○委員　またヒアリングをするんですか。

○鎗田保健福祉総務課長　そのやり方自体はまだ明確ではないんですけども。評価の仕方については、明確ではありません。多分評価シート等をつくって、ごらんいただくということで、事業者のヒアリングまでは想定していないと思います。全庁的に多分同じ扱いになると思いますので。

○委員　ちょっとどういうあれかわからないんですが、今回、いろいろ出ましたよね、利用者カードを作成するとか、地域のサロン化をしたいとか、いろいろ提案事項とか、いろいろ出たので、そういうことをちゃんとチェックできる、確認できるようなやり方にしてもらいたいなど。言いつ放しでは困るもんですから、そこだけ。すみません、こっちも忘れちゃうことがあると思うので。

○嶋川高齢施設課長　当然、行政側、市としても、この提案書にうたわれたものをやっていたいただくというのが、最低限度の基本ですので、それはやっぱり確認していく。常に確認していくという姿勢は持っております。

○委員　こちらがせっかくやったという意味では、こちらからいろいろ聞いたことがどうなっているかを追跡できるような文書にしてもらいたい。

○西山高齢障害部長　書いてあることをやっていたいただくのは当然ですけども、書いてない部分で、きょうのご質問の中で出ていることをきちっとチェックすると。

○委員　そうですね。質問の中で聞いたことだけ、そこはちょっと追跡できるようにしていただきたいなど。

○嶋川高齢施設課長　指定管理者の使命というか、目的も、二つ、大項目が、市民サービスの向上、いいことをやってもらうのは幾らでも構わないし、あとコストの削減とか、そういったものもやっぱり努力していただくというのは、市としても関心があるところですね。

○委員　特に今回1者ですので。そこをちゃんとやっていかないと、なんだったんだという話しになりますので。

○部会長　そうですね。

○委員　いろいろとせっかく聞いても、それが雲散霧消しちゃうのはもったいないので、そこだけお願いします。

○部会長　ほかにはいいですね。

採点に関しては、当部会としましては、この各プラザについて、指定管理予定候補者として、社会福祉法人千葉市社会福祉事業団を選定とするということにしますけど、よろしいですね。

(異議なし)

○部会長　じゃあ、その旨決定させていただきます。

指定管理予定候補者の選定については、以上でございます。

重複すると思いますが、今後のスケジュールに関して、ちょっと事務局のほうでご説明いただけますか。

○嶋川高齢施設課長　はい。前回は申し上げましたが、今後、来年の1月に仮協定の締結を行います。それと、2月に私どもの議会のほうに、指定議案の提出ということを行います。3月に基本協定の締結ということになります。

以上です。

○部会長 はい。今のスケジュールについて、何か、委員の皆様でご質問等ございますか。
(発言なし)

○部会長 では、今後のスケジュールについては終了いたします。

本日予定されております議事につきましては、以上ですべて終了いたしました。

これをもちまして、平成22年度千葉市保健福祉局指定管理者選定評価委員会、第3回高齢者施設第1部会を閉会いたします。

それでは、事務局に進行をお返しいたします。

○湯川保健福祉総務課長補佐 委員の皆様、長時間にわたりまして、どうもありがとうございました。

会議のほう、以上で終了となりますけれども、冒頭で申し上げましたとおり、資料のうち、資料の2から資料4、資料の4のほうはもう既に回収させていただいておりますけれども、応募事業者の指定申請書類、提案書、あと、最後に配付いたしました採点結果につきましては、この後、事務局で回収させていただきますので、そのままお机の上に置いたままにしておいていただきたいと存じます。

それでは、本日はお忙しい中お集まりいただきまして、どうもありがとうございました。

これをもちまして会議のほうを終了させていただきます。